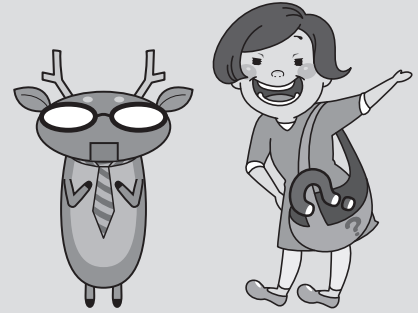


暮らしに役立つ生活情報  
センターニュース

# 北海道立 消費生活センター

# きらめく

NO. **141** 9月号



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育  
PR キャラクター



秋津（トンボの別名）が飛び交う豊かな大地（札幌・旭山記念公園、昨年）

## 主な内容

10月は食品ロス削減月間……………2	9月29日に北海道消費者大会……………4
防災月間、備えは大丈夫？……………2	〈相談事例〉ダイエットサプリの定期
カルチャーナイトにぎわう……………3	コースを解約したい……………5
エシカル消費、考えよう・実践しよう…3	〈商品テスト〉暮らしの疑問……………6、7
暮らしのセミナーを開催……………3	10月28日に消費者トラブル110番……………8
電動キックボードの問題点を整理……………4	啓発パネルの活用を……………8

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

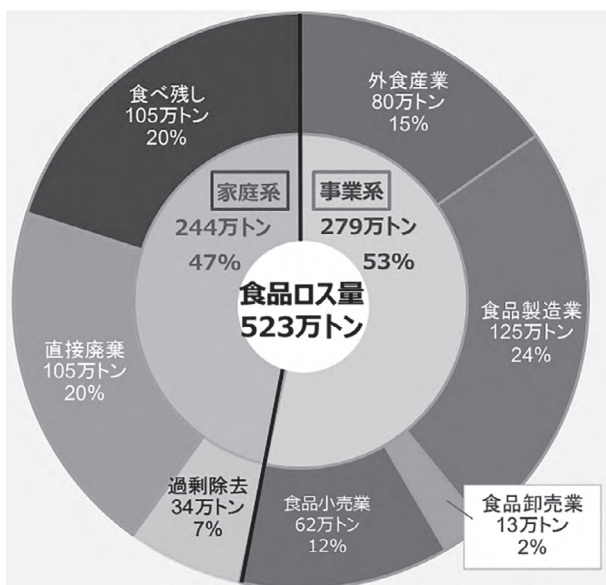
TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouhi-c.jp/>

## 食料危機回避 小さな一歩から

### 10月は食品ロス削減月間

10月は食品ロス削減月間です。国連食糧農業機関（FAO）などによると、世界の飢餓人口は約7億人に達し、世界人口の急増とともに食料危機が迫っています。農林水産省や環境省の調べでは、日本の食品ロスは年間523万トン（2021年度）＝グラフ＝もあります。国民1人当たり42キログラムになり、毎日、ごはん茶碗一杯分の食品を捨てていることになります。「もったいない」の意識を持ち、食品ロス削減を心がけましょう。



資料：農林水産省及び環境省「令和3年度推計」

家庭でできる食品ロスの削減方法はたくさんあります。例えば、買い物前に食材を確認し、必要なものを必要な量だけ買うことで、無駄を省けます。余った料理は冷凍し長期保存することも食品ロスの防止になります。小さなことから積み重ねていきましょう。

## フードドライブの輪 広がる

フードドライブは、たくさんもらって食べきれないなど家庭に眠る食品を提供してもらい、フードバンク事業者や子ども食堂などを通じて食事に困る人々に届ける活動です。道内64の地域消費者協会では、これまでフードドライブの活動に、20協会あまりが取り組ん

でいます。

物価高騰などのため満足に子どもの食事を用意できない家庭が増えています。夏休みや週末など学校給食がない期間は特に困っています。フードバンクへの寄付は、おなかをすかせた子どもたちの助けとなります。家庭で余った食品は最寄りのフードドライブの拠点にお届けを。

## 災害への備えは大丈夫？

### 9月は防災月間です

2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震から5年。全道に及んだ大規模停電（ブラックアウト）は深く記憶に刻まれたことでしょう。9月は防災月間。今一度、備えを確認しませんか。

住む地域には、どんな災害の危険があるのか、分かりやすくまとめたのが「ハザードマップ」です。多くの自治体が、洪水、土砂災害、津波などの被害予想区域を地図にまとめています。ホームページで公開する自治体が多く、避難場所も確認しておきましょう。

備えておきたい防災用品は、4つの分野で点検しましょう。①情報収集（ラジオやポータブル電源、乾電池など）②防寒・装備（防寒アルミシート、ヘルメット、笛、照明具など）③水・食品（水、水用タンク、缶詰・レトルト食品、紙コップなど）④衛生（救急箱、常備薬、簡易トイレ、ティッシュなど）。



情報収集には携帯電話も役立つので、補助バッテリーのほか、太陽光充電式バッテリーなども登場しています。備品は、すぐに取り出せるよう防災リュックなどにまとめておきましょう。

被災者の体験として、心のゆとりを保つため、スイーツの備蓄が推奨され、ケーキが入った缶詰や5年保存できるようかんなどもあります。

## 4年ぶり 施設を開放

### カルチャーナイトにぎわう

夏の一夜、札幌市内の公共施設を開放する「カルチャーナイト2023」が7月21日に開催され、道立消費生活センターも参加しました。コロナ禍のため施設開放は4年ぶり。大勢の家族連れが来場しました＝写真⑤＝。

当センターのテーマは「集まれ！！未来のテスター～商品テスト室特別開放～」とし、マイナス30℃の世界を体験し赤外線カメラで体温の変化を確認したり、顕微鏡でスポンジの断面や乾燥キノコを見



たり＝写真⑥＝、目では見えない携帯電話の内部をエックス線で観察したりしました。各コーナーにはクイズの設問があり、子どもも大人も楽しんでいただきました。子ども用の白衣を試着し、実験道具と一緒に撮影できるコーナーも人気を呼び、午後5時30分からの3時間で来場者は120人に上りました。

## キャッシュレスなど学ぶ

### くらしのセミナー

「くらしのセミナー」の第2回「キャッシュレス社会の広がり～どのように生活に取り入れるか～」が6月14日に当センターで開催されました。キャッシュレス推進協議会ディレクターの鈴木麻友氏は「キャッシュレスが多様化している。お金の動きが可視化できないと、使い過ぎてしまいがち。自分の生活スタイルに合わせて選択を」と助言しました。

7月5日の第3回は「鳥インフルエンザと私たちのくらし」と題し、農林水産省動物衛生課と食肉鶏卵課の職員が講師を務め、鶏卵の品薄状況もあって関心を呼びました。

## 未来を変えるエシカル消費

### 考えよう、実践しよう

「エシカル消費」について耳にする機会が増えたと思います。「エシカル」とは、英語で倫理的・道徳的を意味し、エシカル消費は、より良い社会に向け、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動のことです。持続可能な開発目標（SDGs）の12番目「つくる責任 使う責任」をはじめ、目標達成に向けて多くの消費者の実践が期待されています。

北海道も推進に力を入れています。道のホームページを見ると、「エコマークの付いた商品を買う」「地元で生産された野菜を買う」など「何を買うか」を考えるとときの尺度の一つとなり、誰もが身近に実践できるものです。

当センターもエシカル消費を、もっと知っ

てもらうため、1階展示ホールに「エシカル消費」のコーナーを新設しました＝写真＝。パネルで解説すると



ともに消費者庁が制作した「未来のためにできるちょっとイイこと始めませんか？」などの動画3本を放映しています。質問コーナーでは、「食べ物を買う時はできるだけ前から取る」「着なくなった服でもすぐにゴミとしては捨てない」といった設問にシールを張る方式で回答し、設問をめくるとエシカルな考え方が説明されます。回答は後日、まとめる予定です。エシカル消費を基礎から学ぶことができるので、ぜひ来場ください。

「きらめっく」では、引き続きエシカル消費について紹介していきます。

## 電動キックボード

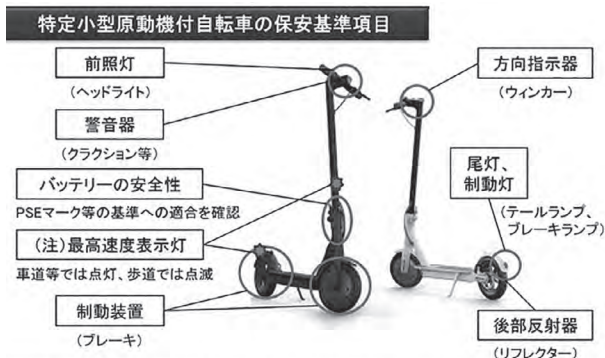
### 免許が必要なものも

電動キックボードを街中でも見かけるようになりました。手軽で便利そうな半面、雑踏ですれ違うときはヒヤリとすることもあられるでしょう。「16歳以上なら免許証は不要」ということだけ独り歩きしている傾向があり、機能や運転条件などを整理しました。

電動キックボードは、車輪付きのボードにモーターを取り付けたものです。国土交通省は今年7月、①最高速度が時速20km以下②定格出力0.6kw以下③長さ1.9m以下④幅0.6m以下を特定小型原動機付自転車とし、新たな車両区分に定義しました。

前照灯や警音器、ブレーキなど保安基準への適合が必要ですが、16歳以上であれば、免許証がなくても運転が可能です。走行できるのは車道と自転車道であり、ナンバープレートや自賠責保険は必須です。飲酒運転の禁止やヘルメット着用（努力義務）のほか、二段階右折、運転中のスマホ禁止、交通事故の際は負傷者の救護や警察への報告など道路交通法に従います。一方通行や一時停止といった道路標識の識別も必要です。

同じ電動キックボードでも時速20km以上を出せるものは免許が必要です。最高速度を時速6km以下に制限する機能があるものは特例特定小型原動機付自転車として最高速度表示灯を点滅させている間は歩道を走行できません。



(注)歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要

(国土交通省資料から)

## 「食の未来」テーマに

### 9月29日に北海道消費者大会

北海道消費者協会は、9月29日（金）午前10時15分から、札幌市中央区のかでる2・7で第60回北海道消費者大会を開催します。

今年の大会テーマは「北海道発 国消国産と地産地消～誰ひとり取り残さない食の未来」と題し、基調講演に食品問題ジャーナリストの井出留美さんを迎えます。井出さんは、食品ロス削減推進法の成立に協力し、著書に「食べものが足りない!」「SDGs時代の食べ方」などがあり、世界的な食料危機を踏まえ、食の未来について話していただきます。引き続き、「北海道の食の未来からみる消費者の役割」について討論します。

一般参加は、同協会総務・組織連携グループ ☎011-221-4217に事前申し込みを。

### 除排雪契約は慎重に

除排雪サービスでトラブルになることがあります。除排雪サービスは、前払い契約が多く、契約内容をよく確認し、書面に残すことが必要です。例えば、大雪で現場に来られない場合や、降雪量が少なく契約回数の除排雪を実施しない場合の対応、除排雪の範囲や作業内容など十分確認した上で契約しましょう。契約書や領収書は保管し、作業日も記録しておきましょう。

### L P ガス緊急支援事業を実施

エネルギー価格の高騰を受け、これまで消費者への負担軽減策がなかったL P ガスに、北海道が緊急支援事業を実施します。

対象はL P ガス契約を結ぶ全道140万世帯です。7～9月の期間中、検針分から1世帯最大2000円（税別）を値引きします。消費者の手続きは不要ですが、L P ガス事業者が申請する必要があり、怠ると支援はありません。まだ連絡がなければ事業者にお問い合わせしましょう。値引きは9月検針分までです。

## 消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎<sup>いやや いや</sup>188（「嫌や」泣き寝入り）  
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

「続けないと効果が出ない」と勧誘の電話・・・

## ダイエットサプリの定期コースを解約したい

**Q** 3カ月前にネット広告を見て、お  
 試し価格980円のダイエットサプリ  
 メントを注文した。  
 商品が届いた後、す  
 ぐに販売店から電話  
 があり、「1年間飲  
 まないと効果が出  
 ない。定期コースなら  
 割引になる」などと



勧められて、申し込みをした。電話の際に  
 2万円のサプリメントが4回届くと説明さ  
 れた。

定期コースの1回目のサプリメントが届  
 き、数日間飲んでみたが、お腹が張るため、  
 飲み続けられないと思った。販売店に解約  
 を申し出たが、4回購入するまで解約でき  
 ないと言われ、困っている。

(60代 男性)

**A** この事例では、最初にネット広告  
 を見て、お試しのサプリメントを注  
 文しましたが、後日、販売店からの電話で、  
 当初注文していない1年コースを勧められて  
 契約しているため、このコースについては特  
 定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考え  
 られます。

特定商取引法では、事業者が電話で商品や  
 サービスの勧誘を行う場合、勧誘前に事業者  
 名や販売目的を告げること、法律で定められ  
 た事項を記載した契約書面を交付することが  
 義務付けられています。一方、消費者は契約  
 書面を受け取ってから8日間はクーリング・  
 オフができます。

当センターで販売店のホームページを確認  
 したところ、定期コースについては4回分を  
 購入するまでは解約できない旨の記載があ  
 りました。相談者に契約書面にクーリング・  
 オフや解約条件について記載されていたか確  
 認しましたが、そのような書面をもらった覚え  
 はないとのことでした。

センターから販売店に連絡し、体調が悪く  
 なるため飲み続けるのが困難であること、契  
 約書面をもらっていない場合は、今からでも

クーリング・オフができることを伝えて交渉  
 しました。販売店は「電話の際に4回購入が  
 必要なことやクーリング・オフについて説明  
 をしている。商品と一緒に契約書面も送付し  
 ている」と主張しましたが、「事情を踏まえ  
 て特別に2回目以降の解約に応じる」と提案  
 があり、相談者が条件を受け入れたため、相  
 談を終了しました。

## 特定商取引法が改正されました

2023年6月1日より、改正特定商取引法が  
 施行され、消費者がテレビショッピングや  
 ウェブ広告で紹介されていた商品を注文す  
 るために販売店に電話した際に、広告で紹介  
 されていない定期購入や別の商品の購入を勧め  
 られたような場合は、電話勧誘販売に該当す  
 ることになりました。

消費者庁では、「テレビで拡大鏡のCMを  
 見て注文の電話をした際に、併せて目に良い  
 サプリメントを勧められて購入した」とい  
 った場合などは電話勧誘販売に該当するとし  
 ています。トラブルに遭ったら、速やかに最寄  
 りの消費生活相談窓口ご連絡を。

# くらしの疑問??

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんから衣食住に関するさまざまな問い合わせや苦情が、年間約300件寄せられます。その中からくらしに役立つ話題を紹介します。



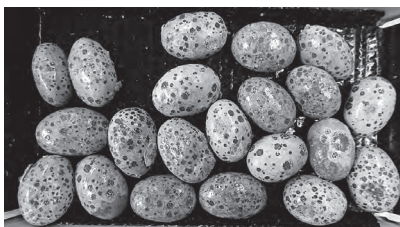
## チョコレートがうずらの卵に!?

Q. いつも食べているアーモンドチョコレートを開けたところ、うずらの卵のように白くまだらになっていました。賞味期限内なのにどうしてでしょうか？

### ■脂肪分が溶けて固まり、白く

A. 白く変色したり、まだらになったりする状態はファットブルーム現象(ブルーミング)といい、チョコレートが温度変化の影響を受けることで起きます。

温度上昇でチョコレートの脂肪分のココアバターが溶け、その後、冷えて固まり、白くなった状態です。食べても身体に害はありませんが、風味は落ちています。涼しい場所で保存することが大切です。



←白くなったチョコレート

正常品→



## 目玉焼きが青い色に!

Q. 目玉焼きに紫キャベツをそえたところ、白身に当たるところが鮮やかな青色に変化しました。なぜ、このようになったのでしょうか。



## ■紫キャベツの色素で変色

A. これは、紫キャベツの色素であるアントシアニンが卵の白味に当たって青色に変色したものです。アントシアニンは水溶性の色素で、酸性下で赤色、中性下で紫色、アルカリ性下で青色になることが知られています。卵の白身は弱アルカリ性のため、青く変色したと思われます。

## ■スラックスの折り目から破れ!

Q. 3年前に購入したスラックスをクリーニングに出したあと、はいているうちにセンターラインから破れてきました。プレスのしすぎでは。



センターラインから破損したズボン

## ■折り曲げに弱いモヘアに注意

A. 苦情品にはモヘアが使用されているとのことでした。モヘアはアンゴラヤギの毛で外層が硬く、内層が柔らかい性質を持っているため、シャリ感・光沢に優れている反面、折り曲げ、引き裂き、摩耗など強度面では弱い欠点があります。そのため、特に折り曲げや摩擦などで物理的な作用を受けやすいスラックスのセンターラインの破損例が多い傾向にあります。従って、過度なプレスや折り目加工などは禁物です。また、このような素材特

性を販売時の説明や表示等で十分消費者に伝える必要があります。

### ヘアドライヤーが熱い！

Q. ヘアドライヤーを使用したところ、吹き出し口が異常に熱くなっていました。なぜでしょうか。

#### ■ほこりが付着、定期的に清掃を

A. 吹き出し口とは反対側の吸い込み口のフィルターにほこりが隙間なく付着している状態が確認できました。フィルターのほこりを取り除いたあと、再度使用した時には異常な発熱はありませんでした。取扱説明書にも吸い込み口の掃除について記載がありました。同様の事例で、吹き出し口が溶けたり、故障につながったりするものもあります。取扱説明書をよく読み、定期的に吸い込み口の清掃をすると良いでしょう。



### 無料通話のはずが料金発生

Q. 無料通話をオプションでつけていたのに、通話料でかなりの額の請求がありました。原因は何でしょうか。

#### ■無料対象外にご注意

A. 一般電話にかけた場合は基本的には無料となりますが、0570などで始まるナビダイヤルやSMS送信料など無料対象外になるものもあります。また通話アプリを使用して無料となる場合に、そのアプリを使用せずに通常

の発信をしてしまうと有料になります。無料になる条件を確認しましょう。

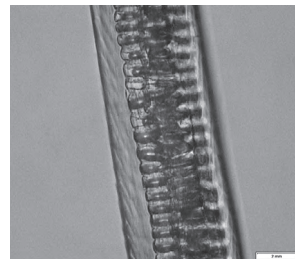


### 本物のアンゴラなの？

Q. 100円ショップでアンゴラウサギの毛入りと表示された靴下を購入しましたが、組成表示をみるとアンゴラ5%となっています。本当にアンゴラの毛が使われているのか調べてください。

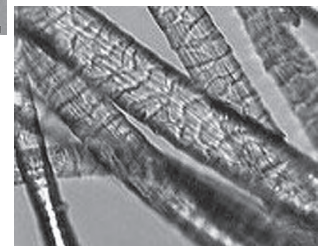
#### ■特徴は毛の中心の空洞

A. 靴下の差し毛を数本取り顕微鏡で繊維の側面を観察したところ、アンゴラウサギに特徴的な規則正しく並んだ中空構造の髄が確認できたことから、アンゴラの繊維が使用されていると考えられます。アンゴラはこのように毛の中心が空洞になっているため、空気を含むことができ、軽く、保温性に優れます。また、染色したときの色相が鮮明で美しいという特徴もありますが、スケール（うろこ状の表皮）が真っすぐなため、毛抜けが発生しやすい欠点もあります。



←アンゴラうさぎの毛の顕微鏡写真

羊毛の顕微鏡写真→



## 調べてほしいことはありますか？

今回掲載した事例以外にも食品の塩分量や成分検査、繊維の色落ちのテスト、金属類の材質検査なども可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください（相談専用電話050-7505-0999）。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。



## 10月28日 消費者トラブル110番

当センターと札幌弁護士会は10月28日（土）に特別相談「消費者トラブル110番」を実施します。消費生活に関するトラブルについて、相談を受け付けます。詳細は決まり次第、センターのホームページでお知らせします。

## 啓発パネル 貸し出しています

消費者まつりなどのイベントが各地で開かれる季節になりました。当センターは、啓発用パネルを貸し出しています。大きさはB1判（73cm×103cm）＝写真＝。画像データをダウンロード



すればA3判などでも印刷可能です。「悪質商法」「環境」「食品」などテーマごとに219種類あり、「見抜く力、断る勇気を!」「知っていますか? 消費者契約法」など新たに34種類を加えました。

貸出対象は道内の消費者団体や市町村など。貸し出しやデータのダウンロードなどに関する問い合わせは教育啓発グループ☎011-221-0110へ。

## くらしのセミナー開催します

くらしに必要な基礎知識や最新の情報を提供する「くらしのセミナー」は12月まで全7回開催します。次回9月6日（水）の第4回は、北海道訪問リハビリテーション連絡会会長の岡田しげひこ氏が「自立した生活を続けよう!～そのための住宅改修と介護用品を学ぶ～」と題し講師を務めます。

第5回は「冬の防災～北海道の暮らしに備える～」として10月4日（水）、日本赤十字北海道看護大学教授で災害防災教育センターのセンター長、根本昌宏氏が講師を務めます。申し込みは9月19日（火）から。

毎回午後1時から3時まで。定員は会場60人、オンライン100人。オンライン申し込みをいただければ、開講時間に視聴できなくても夜間や週末のアーカイブ配信で受講できます。受講無料。会場は当センター。問い合わせは教育啓発グループ☎011-221-0110へ。

## 道内関連2社に景表法の措置命令

消費者庁は、道内事業所を対象としたドミノ・ピザジャパン（東京）と、北海道電力（札幌）に、それぞれ景品表示法に基づく措置命令を行いました。ドミノ社は「お持ち帰り半額」としながら別途「サービス料」を上乗せし、北電は電気とガスのセットが「おトク」としながら契約だけでは得られないポイント分も「おトク」に含めていました。

## 北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

### ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。  
<https://www.do-syohui-c.jp/>

北海道立消費生活センター

検索

